

鳥取市住まいの断熱リフォーム支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市住まいの断熱リフォーム支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、市内の既存住宅における断熱リフォームを積極的に支援することにより、住宅の省エネルギー性能の向上を図り、民生家庭部門における温室効果ガスの削減を推進することを目的とする。

(補助対象設備)

第3条 本補助金の対象とする設備（以下「対象設備」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 高断熱窓（熱貫流率が $2.08\text{W}/\text{m}^2\cdot\text{K}$ 以下であって、国が実施する補助事業における補助対象機器として登録されている窓に限る。）
- (2) 高断熱ドア（熱貫流率が $4.65\text{W}/\text{m}^2\cdot\text{K}$ 以下であって、国が実施する補助事業における補助対象機器として登録されているドア又は市長が別に定める要件を満たすドアに限る。）

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、自ら居住する市内の一戸建て住宅（店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅にあつては、延べ面積の2分の1以上が居住の用に供されているものに限る。以下「対象住宅」という。）において、自ら購入した対象設備を自ら使用する目的で設置する個人であつて、第8条の規定による申請の際に、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 対象住宅に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民として記録されていること。
- (2) 対象設備の設置について契約し、費用の負担及び設備の所有をしていること。
- (3) 当該対象設備の設置に関し、本市の他の補助制度による補助金その他これに準ずるものの交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる市税等の滞納がある者は対象としないものとする。

- (1) 市税
- (2) 国民健康保険料
- (3) 後期高齢者医療保険料
- (4) 介護保険料
- (5) 保育所保育料
- (6) 下水道使用料
- (7) 下水道受益者負担金

(補助対象事業)

第5条 本補助金の対象とする事業は、別表の第1欄に掲げる対象設備の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げるものとする。

(補助対象経費)

第6条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表の第1欄に掲げる対象設備の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に掲げる経費とする。

2 国、県その他の団体が交付する対象設備に係る補助金等（以下「国補助金等」という。）を活用する場合は、前項に規定する経費から国補助金等の額を控除した額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第7条 本補助金の額は、別表の第1欄に掲げる対象設備の区分に応じ、それぞれ補助対象経費の総額に3分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）又は同表の第4欄に掲げる限度額のいずれか低い額で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、対象設備の区分が複数該当する場合は、合計して20万円を上限とする。

2 既に本補助金の交付を受けた同一の住宅において再度本補助金の交付を受けようとする場合は、前項に規定する補助金の額の上限に達していない場合に限り、限度額から過去に受けた補助金の額を引いた額を限度として交付する。

（交付申請）

第8条 本補助金は、規則第11条の2に規定する市長が別に定める場合とし、規則第4条に規定する申請及び規則第11条に規定する請求に関する手続を併合して行うこととし、本補助金の申請及び請求に係る申請書は、様式第1号によるものとする。この場合において、本補助金の請求は、本補助金の交付決定がされた場合に、当該交付決定日になされたものとみなす。

2 本補助金の交付を受けようとする者は、対象設備の設置を完了した日（国補助金等を活用する場合は国補助金等の交付額が確定した日。以下「設置完了日」という。）から起算して30日を経過する日又は対象設備の設置完了日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに前項の申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の申請書に添付すべき書類は次に掲げる書類とする。

（1）市税等納付状況確認同意書（様式第1号の2）

（2）事業報告書（様式第2号）

（3）対象設備の設置に係る領収書及びその内訳の写し

（4）対象設備の出荷証明書等又は納品書等の写し（製造者名・型式等が認識できるもの）

（5）対象設備の形状、規格及び性能等が確認できるカタログ、仕様書等（熱貫流率がわかるもの）

（6）対象設備の位置及び数量が分かる平面図

（7）対象設備の設置前後の状態を示す写真（対象設備ごとに撮影すること）

（8）本補助金の交付を受けようとする者本人の住民票の写し（1か月以内に発行されたもの）

（9）国補助金等の活用内容がわかる書類の写し（国補助金等を活用した場合に限る。）

（10）国補助金等の交付額の確定を通知する書類の写し（国補助金等を活用した場合に限る。）

（11）その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第9条 本補助金に係る事業は、規則第12条ただし書の市長が指定する補助事業等とし、同条に定める実績報告書の提出は要しないものとする。

（交付決定）

第10条 市長は、第8条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じた現地調査等により、当該申請に係る本補助金の交付が法令等及び予算に定めるところに違反しないかどうか、交付基準に適合するかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、本補助金交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により本補助金の交付を決定したときは、申請者に対しその決定の内容等を通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により本補助金の不交付を決定したときは、申請者に対し、不交付決定通知書（様式第3号）により、不交付の決定とその理由等を通知するものとする。

4 市長は、本補助金の交付の決定をする場合において、本補助金の交付の目的を達成するため、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、前条の規定による交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

(2) 本補助金をこの事業の目的以外に使用したとき。

(3) その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を支払っているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

第13条 本補助金の交付を受けた者は、対象設備をその法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、本補助金の交付の目的にしたがって適正な運用を図らなければならない。

(財産の処分)

第14条 規則第16条ただし書の市長が定める期間（以下「処分制限期間」という。）は、10年とする。

2 規則第16条第4号の市長が定める財産は、全ての対象設備とする。

3 本補助金の交付を受けた者は、処分制限期間内に規則第16条本文の規定による市長の承認を受けようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。ただし、天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で対象設備を処分する場合は、事後の提出を認めるものとする。

(収益納付)

第15条 本補助金の交付を受けた者は、対象設備の処分により収入があったときは、当該収入があったことを知った日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、市長がその収入の全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、本補助金の交付を受けた者は、これに従わなければならない。

(協力)

第16条 市長は、本補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて対象設備の導入の効果検証データの提供その他協力を求めることができるものとする。

(帳簿等の整備)

第17条 本補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかななければならない。

(調査)

第18条 市長は、本補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要に応じて、施工完了後の状況等について、調査することができる。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか本補助金の交付に関し必要な事項は、環境局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

別表（第5条、第6条、第7条関係）

1 対象設備	2 対象事業	3 補助対象経費	4 限度額
高断熱窓	<p>高断熱窓の購入及び設置・交換を行う事業であって、次に掲げる要件をすべて満たすもの。</p> <p>(1) 対象住宅に設置されている高断熱窓でない窓を高断熱窓にするものであること。</p> <p>(2) 設置する高断熱窓は未使用品であること。</p> <p>(3) 高断熱窓を設置する部屋において外気と直接接している窓の全てを高断熱窓とすること。</p> <p>(4) 高断熱窓の設置完了日が本補助金の交付を受けようとする年度（以下「補助対象年度」という。）の4月1日から3月31日までの間に存すること。</p> <p>(5) 市内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者（以下「市内事業者」という。）を利用して行うこと。</p>	<p>高断熱窓の購入等に必要経費及び高断熱窓の設置・交換と一体不可分の改修にかかる経費（消費税及び地方消費税を除く。）</p>	20万円
高断熱ドア	<p>高断熱ドアの購入及び設置・交換を行う事業であって、次に掲げる要件をすべて満たすもの。</p> <p>(1) 高断熱ドアでない玄関ドアを高断熱ドアとするものであること。</p> <p>(2) 設置する高断熱ドアは未使用品であること。</p> <p>(3) 高断熱窓の補助事業を併せて実施するものであること。</p> <p>(4) 高断熱ドアの設置完了日が補助対象年度の4月1日から3月31日までの間に存すること。</p> <p>(5) 市内事業者を利用して行うこと。</p>	<p>高断熱ドアの購入等に必要経費及び高断熱ドアの設置・交換と一体不可分の改修にかかる経費（消費税及び地方消費税を除く。）</p>	5万円